

# 大町市新型コロナウイルス 感染症対策店舗等支援金 申請要領

## 【受付期間】

2021年10月11日(月)～2023年3月31日(金) ※3月31日消印有効

ご注意：期間終了後の受付は、一切行いませんので、必ず期間内にご提出ください。

## 【申請書類の提出方法】

関係書類へご記入のうえ、下記担当へご提出ください。

## 【申請書類等の入手方法】

申請書類等は、次の方法等により入手してください。

- ・大町市ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.city.omachi.nagano.jp/00013000/00013100/covid19-shienkin2021.html>

- ・大町市役所で受け取り



## 【問い合わせ先】

大町市新型コロナウイルス感染症対策店舗等支援金担当

電話：0261-22-0420（商工労政課商業労政係）

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土日・祝日を除く）

大町市産業観光部商工労政課

✂切り取り線✂

右の点線を切り取って、封筒に貼ることで、郵送用の宛名としてご利用いただけます。

〒398-8601

大町市大町3887 大町市役所商工労政課内

大町市新型コロナウイルス

感染症対策店舗等支援金 担当

# 大町市新型コロナウイルス感染症対策店舗等支援金の申請について

2022年9月2日

## I 感染症対策店舗等支援金の概要

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るために、長野県が実施している「信州の安心なお店」の認証制度による認証登録に係る経費に対し、大町市新型コロナウイルス感染症対策店舗等支援金（以下「支援金」という。）を交付し、市内店舗等における安全で安心な施設環境を整備する。

### 2 交付対象者

長野県が実施している「信州の安心なお店」の認証登録を受けている事業所



詳しくは「II 交付対象者」をご参照ください。

### 3 交付金額【申請は1事業所につき1回限りです】

区分のいずれか1回限り

区分	助成対象の内容	助成額
環境衛生用品の購入費用等	飛沫防止用アクリルパネル、ビニールカーテン、ビニールシート、自動消毒器、足踏み式消毒液スタンド、非接触型体温計、マスク、フェイスシールド、消毒液又は手袋の購入に要した経費、その他市長が必要と認める経費	5万円以内 (千円未満切り捨て)
外気との換気を向上させるための改修工事、機器等の設置費用等	換気扇、網戸、窓、空気清浄機（ウイルス除去効果がある物に限る。）、エアコン（換気機能がある物に限る。）の改修工事又は設置に要した経費、その他市長が必要と認める経費	10万円以内 (千円未満切り捨て)
密集や密接を回避させるための改修費用等	つい立・間仕切りの設置、客室の個室化、座席の改修等に要した経費、その他市長が必要と認める経費	

(注) 支援金の対象となる事業及び経費は、事業者の経営の用に供するものに限る。

#### 感染症対策店舗等支援金を装った詐欺にご注意ください！

- 感染症対策店舗等支援金の交付等に関し、市が以下を行うことは絶対にありません。
- ・訪問や電話、Eメール等により金融機関の口座の暗証番号等の情報を聞き出すこと。
  - ・現金自動預け払い機（ATM）の操作をお願いすること。
  - ・受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
  - ・Eメールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること。

## Ⅱ 交付対象者

支援金の交付対象となる者は、市内に事業所を有し、事業の経営の主体である個人又は法人で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者となります。

- (1) 店舗等が長野県の「信州の安心なお店」に認証登録されていること。
- (2) 前号の認証基準を満たすために必要な感染症対策に係る物品等の購入又は改修工事等の施工を、市内事業者を通じて行っていること。ただし、物品等の特殊性や取引先事業者が限定される場合はこの限りではない。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 支援金の申請時において廃業又は、事業所等が廃止となっていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っていないこと。
- (6) 大町市暴力団排除条例（平成23年大町市条例第13号）第2条第1号又は第2号に該当する者でないこと。

## Ⅲ 申請手続き等

### 1 申請書類

別添様式2「提出書類確認表」に記載の必要書類(1部)を提出してください。提出された書類は、原則返却しませんので、提出する前に、複写(コピー)した控えを必ず保管してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や申請内容の説明を求めることがありますので予めご承知おきください。

### 2 申請書類等の入手方法

申請書類等は次の方法等により入手してください。

- (1) 大町市ホームページからダウンロード  
(URL) <https://www.city.omachi.nagano.jp/00013000/00013100/covid19-shienkin2021.html>
- (2) 大町市役所での受け取り



### 3 申請の受付期間と方法

#### (1) 受付期間

2021年10月11日(月)から2023年3月31日(金)まで

※郵便物は3月31日(金)消印のものまでが有効です。

【ご注意】・受付期間終了後の受付は、一切行いませんので、必ず期間内に提出してください。

#### (2) 受付方法

支援金担当窓口へ直接提出していただくか、下記の宛先に郵送してください。

(郵送の場合) 〒398-8601 大町市大町3887 大町市役所

大町市新型コロナウイルス感染症対策店舗等支援金 担当

※切手を貼付の上、裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

## 4 問い合わせ先

お問い合わせは、次の相談窓口にてご相談ください。

大町市新型コロナウイルス感染症対策店舗等支援金担当 担当

電話：0261-22-0420（商工労政課商業労政係）

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土日・祝日を除く）

※ご注意：申請いただいた書類に関して、上記の電話番号以外（事務局所有の携帯電話番号等）から照会する場合がありますので、ご承知おきください。

ただし、その場合も、金融機関口座の暗証番号等の情報をお聞きすることや、現金自動預け払い機（ATM）の操作等をお願いすることは絶対ありません。

## 5 支援金の交付

申請書類を受領後、審査の上、申請内容が適正であると確認したときは、支援金を交付します。書類に不備がなければ、申請受付から1ヵ月以内に振込を行う予定ですが、申請が集中した場合は、お待ちいただく可能性がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 6 通知等

審査の結果、支援金の交付を決定したときは、交付金額及び支払予定日を記載した通知をお送りするとともに、振込により指定口座に入金します。

なお、口座振込不能等が発生し、お知らせした支払予定日に支払できない場合は、別途ご連絡します。

また、支援金の不交付を決定したときは、郵送等によりお知らせします。

## IV その他（注意事項）

### 1 支援金の不正受給は重大な犯罪です。

支援金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、市費補助金交付規則の規定に基づき、交付決定を取り消し、受け取った支援金を返還していただきます。また、支援金の受領の日からの日数に応じた加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

2 1の場合において、支援金の交付を受けた法人名、屋号・雅号、氏名等を公表することがあります。

3 申請内容の証拠書類（提出した添付書類の原本、帳簿、取引の伝票類）を今年度終了から5年間保存してください。なお、支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、事業の実態に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施することがあります。

5 申請書の不備等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。

6 支援金の申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付の結果に関する情報は、事業所等が所在する警察、税務署等政府機関に提出・開示することがあります。